

学 則

第1章 総則

(目 的)

第1条 学校法人阪和学園 錦秀会看護専門学校は、看護師として必要な知識、技術、態度を修得させると共に豊かな人間性を養い、もって保健医療活動に貢献しうる有能な人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、学校法人阪和学園 錦秀会看護専門学校と称する。(以下、「本校」という。)

(位 置)

第3条 本校は、大阪府河内長野市南花台4丁目24番1号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	学級数	総定員	備考
看護専門課程	看護学科	3年	80名	6	240名	昼間

(在学年限)

第5条 在学年限は、修業年限の2倍までとする。ただし、休学期間はこれに算入しない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 創立記念日 10月20日

(4) 季節休業 1年を通じて10週間

2 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

4 学校長は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

第4章 入学・休学・復学・転入・転学・再入学・退学及び除籍

(入学時期)

第8条 本校の入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第9条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者を本校における教育を受けるにふさわしい学力があると本校において認めた者
- (9) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第10条 本校に入学を希望する者は、所定の期日までに所定の入学願書に入学検定料及び次の書類を添えて願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 高等学校若しくは中等教育学校の卒業（見込み）証明書及び当該高等学校若しくは中等教育学校の成績証明書
- (3) 前項の成績証明書については、高等学校又は中等教育学校卒業後5年を経過した者は添付する必要がないものとする。

(入学者の選考)

第11条 前条の手続きを完了した者に対しては、入学試験を行い、入学判定会議で選考の上、合格者を決定する。

2 入学試験についての必要事項は、入学試験規程に定める。

(入学の手続き及び許可)

第12条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに次の手続きをしなければならない。

- (1) 誓約書（所定様式）を提出すること
- (2) 第26条の入学金を納付すること

2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し入学を許可する。

(入学許可の取り消し)

第13条 学校長は、次の各号に該当する者について、入学許可を取消することができる。

- (1) 入学志願書その他の提出書類に虚偽の記載がある者
- (2) 不正の手段により入学の許可を受けた者

(休学)

第14条 学生は、病気のため引き続き3カ月以上就学できないとき、又はやむを得ない事情により休学しようとするときは、事情が病気にあつては医師の診断書、特別な事情による場合は学校長の指定する証明書を添付した休学願を学校長に提出し、その許可を得て休学することができる。

2 学校長は、病気その他の理由により、就学することが適当でないと認められる者に対して学校運営会議の議を経て、休学を命ずることができる。

- 3 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、学校長がやむを得ない事情があると認めた場合にはこの限りでない。
- 4 休学は、通算して2年を超えることはできない。
- 5 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

- 第15条 休学となった学生は、休学期間が満了し、又は休学期間中に休学理由が消滅した場合には、直ちに学校長に申し出なければならない。
- 2 前項により復学しようとする学生は、病気のために休学していた場合は医師の診断書を、他の場合にあってはその理由書を添付した復学願を学校長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 復学の許可を受けた学生は、休学当時の所属学年に復学するものとする。

(転入学)

- 第16条 学校長は、他の看護師学校養成所に在籍し、1年以上履修した者で、本校に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学校運営会議の議を経て、相当年次に転入学を許可することができる。
- 2 転入学についての必要事項は、転入学に関する規程に定める。

(転学)

- 第17条 学生が他の看護師学校養成所に転学を志願しようとするときは理由を記した書類を添えて学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第18条 学校長は、第19条第1項の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学校運営会議の議を経て、これを許可することができる。
- 2 再入学に関する必要事項は、再入学に関する規程に定める。

(退学、除籍)

- 第19条 退学を希望する場合は、退学願いを学校長へ提出しその許可を得なければならない。
- 2 次の各号に該当する者は、除籍することができる。
 - (1) 死亡した者
 - (2) 行方不明の者
 - (3) 第5条に規定する在学年限を超えた者
 - (4) 第28条に規定する退学事由に該当した者
 - (5) 授業料・実習厚生費・維持管理費・施設充実費を納期までに納付せず、催促しても納めない者

第5章 授業科目、単位数及び成績評価

(授業科目及び単位数)

- 第20条 本校における授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。
- 2 別表に定める1単位の授業科目は、45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の各号により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実習については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(始業及び終業)

- 第21条 本校の始業時刻は午前9時20分、終業時刻は午後4時30分とする。ただし、実習の始業時刻及び終業時刻については、臨地実習評価に関する内規で定める。

(成績評価及び履修の認定)

第22条 成績評価及び認定については、次のとおりとする。

- (1) 出席時間数が授業時間数の3分の2（臨地実習は5分の4）に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- (2) 授業科目の成績評価は、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、及び60点未満を「不可」とし、「可」以上を合格とする。
- (3) 履修科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- (4) 試験及び臨地実習の評価に関する必要事項は、授業科目の評価及び履修認定規程に定める。
- (5) 入学前に修得した単位の認定は、以下のとおりとする。
 - ① 本校の入学前に放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二六年文部省・厚生省令第一号）別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者から、その単位の認定について申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、学校長は総取得単位数の二分の一を超えない範囲で本校における履修に替えることができる。
 - ② 本校に入学前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和三十二年法律第三〇号）第四〇条第二号の規定に該当する者で本校に入学した者から単位の認定について申請があった場合には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二〇年厚生労働省令第四二号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和三十二年厚生省令第五〇号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当すると認められる場合には、学校長は本校における保健師助産師看護師養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができる。

第6章 卒業、称号の授与及び資格の取得

(卒業)

第23条 学校長は、出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上を満たしている者で、履修・卒業判定会議において、別表に定める授業科目の単位修得の判定を受けた者に対し、学校運営会議の議を経て、卒業の認定を行う。

2 前項により卒業の認定を行った者には、所定の卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第24条 前条により卒業の認定を行った者には、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第25条 本校の課程を卒業した者あるいは卒業の認定を受けた者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第7章 入学検定料、入学金、学費及び諸経費等

(入学検定料、入学金、学費及び諸経費等)

第26条 入学を志願する者は入学検定料を、入学許可を受けようとする者は入学金を、入学を許可された者は学費等を納めなければならない。

2 学費とは、授業料、維持管理費、実習厚生費、施設充実費をいう。

3 入学検定料、入学金及び学費については、次のとおりとする。

- (1) 入学検定料 25,000円
- (2) 入学金 400,000円
- (3) 授業料 50,000円（月）
- (4) 維持管理費 15,000円（月）

(5) 施設充実費 70,000円(年)

(6) 実習厚生費 150,000円

4 既に納入された入学検定料、入学金及び学費は、原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退を申し出た者には、入学金を除き、学費は返還する。

5 学費及び諸経費に関する必要事項は、納入金に関する規程に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第27条 学校長が教育上、必要と認めるときは、学生に表彰をすることができる。

2 表彰についての必要事項は、表彰及び懲戒規程に定める。

(懲戒)

第28条 学校長が教育上、必要と認めるときは、学生に懲戒をすることができる。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

3 懲戒についての必要事項は、表彰及び懲戒規程に定める。

第9章 教職員組織及び会議

(教職員組織)

第29条 本校に次の教職員を置く。

(1) 学校長 1名

(2) 学校長代理又は副学校長 1名(学校長が兼任である場合に置く)

(3) 学科長 1名

(4) 副学科長(実習調整) 1名

(5) 副学科長(学年調整) 1名

(6) 専任教員(基幹教員) 12名以上(3号から5号のうち専任教員の条件を満たす者を含む)

(7) 兼任教員 必要に応じて置く

(8) 事務長 1名

(9) 事務職員 4名以上

(10) 健康管理医 1名

(11) その他の職員 必要に応じて置く

2 教職員の職務に関する必要事項は、業務規程に定める。

(会議)

第30条 本校の円滑な運営を図るために、次の会議を設置する。

(1) 学校運営会議

(2) 教員会議

(3) 講師会議

(4) 実習指導者会議

(5) 履修・卒業判定会議

(6) 入学判定会議

(7) 個人情報保護管理会議

(8) 自己点検・自己評価会議

2 各会議の運営に関する必要事項は、運営管理規程に定める。

第10章 健康管理

(健康管理)

第31条 学校長は、学校保健安全法第13条に基づき、健康診断を実施する。

2 健康管理に関する必要事項は、健康管理規程に定める。

第11章 個人情報保護管理

(個人情報保護管理)

第32条 教職員は、本校における学生、講師並びに教職員等に関する個人情報を適切な方法で取り扱わなければならない。

2 個人情報保護管理に関する必要事項は、個人情報保護管理規程に定める。

第12章 自己点検・自己評価

(自己点検・自己評価)

第33条 教職員は、看護師養成所としての教育水準の維持・向上と創意工夫のある教育を追求し、第1条の目的を達成するため、自ら点検・自己評価を行うものとする。

2 自己点検・自己評価に関する必要事項は、自己点検・自己評価規程に定める。

第13章 雑則

(補 則)

第34条 本学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この学則は、平成30年4月1日から一部改正する。

(附 則)

この学則は、平成31年4月1日から一部改正する。

(附 則)

この学則は、令和4年4月1日から一部改正する。ただし令和3年度以前の入学生については従前の例による。

(附 則)

この学則は、令和6年4月1日から一部改正する。ただし令和5年度以前の入学生については第4条以外は従前の例による。

(附 則)

この学則は、令和6年4月1日から一部改正する。

(附 則)

この学則は、令和8年4月1日一部改正する。ただし、令和8年3月31日以前に入学した者は、なお従前の例による。

(附 則)

この学則は、令和8年4月1日一部改正する。

別表 授業科目及び単位数（第20条）

区分	教育内容	授業科目	単位	時間数	1年次		2年次		3年次	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	30	1	30				
		情報科学	2	45			2	45		
		物理学	1	30	1	30				
		生命科学	1	30	1	30				
	人間と人間生活・社会の理解	教育学	1	30			1	30		
		倫理学	1	30	1	30				
		心理学	1	30	1	30				
		人間関係論	2	45			2	45		
		社会学	1	30	1	30				
		医療英語	1	30			1	30		
		スポーツ科学Ⅰ	1	15	1	15				
	スポーツ科学Ⅱ	1	30			1	30			
	小計		14	375	7	195	7	180	0	0
	専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ (人体の構造)	1	15	1	15			
解剖生理学Ⅱ (呼吸・循環・体温)			1	30	1	30				
解剖生理学Ⅲ (消化吸収)			1	30	1	30				
解剖生理学Ⅳ (人体の恒常性)			1	30	1	30				
解剖生理学Ⅴ (脳神経・感覚器)			1	30	1	30				
生化学			1	30	1	30				
栄養学			1	30	1	30				
疾病の成り立ちと回復の促進		薬理学	1	30	1	30				
		微生物学	1	30	1	30				
		病態生理学総論	1	15	1	15				
		病態生理学Ⅰ (呼吸器・循環器・血液・腎泌尿器)	2	45	2	45				
		病態生理学Ⅱ (消化器・内分泌・代謝・免疫)	1	30	1	30				
		病態生理学Ⅲ (脳神経・運動・感覚器)	1	30	1	30				
		病態生理学Ⅳ (小児・精神・女性生殖)	1	30	1	30				
病態生理診断学		1	30			1	30			
健康支援と社会保障制度		関係法規	2	30			2	30		
		社会福祉論	1	30			1	30		
		総合医療論	1	30	1	30				
		公衆衛生学	1	15			1	15		
		レクリエーション論 (アロマセラピー・音楽療法)	1	30			1	30		
小計			22	570	16	435	6	135	0	0

区分	教育内容	授業科目	単位	時間数	1年次		2年次		3年次	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間
専門分野	基礎看護学	看護学概論Ⅰ	1	30	1	30				
		看護学概論Ⅱ (看護倫理・看護理論)	1	30			1	30		
		基礎看護学方法論Ⅰ (ヒューマンケアの基本技術)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅱ-1 (環境・活動・休息)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅱ-2 (清潔・衣生活)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅱ-3 (食事・排泄)	1	30	1	あ				
		基礎看護学方法論Ⅲ (ヘルスアセスメント)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅳ (呼吸・循環を整える技術)	1	15	1	15				
		基礎看護学方法論Ⅴ (創傷管理・与薬・感染予防・安全)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅵ (看護診断)	1	30	1	30				
		基礎看護学方法論Ⅶ (臨床実践)	1	30			1	30		
専門分野	地域・在宅看護論	地域看護学概論	1	30	1	30				
		地域看護学方法論Ⅰ (在宅看護技術)	2	30			2	30		
		地域看護学方法論Ⅱ (事例展開)	1	30			1	30		
		地域看護学方法論Ⅲ (地域連携論)	2	45			2	45		
	成人看護学	成人看護学概論	1	30	1	30				
		成人看護学方法論Ⅰ (生涯にわたり疾病コントロールが必要な人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅱ (生体防御の低下、感染により障害を受けた人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅲ (身体の一部を喪失した人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅳ (生命危機状態にある人の看護)	1	30			1	30		
		成人看護学方法論Ⅴ (事例展開)	1	30			1	30		
	老年看護学	老年看護学概論	1	30	1	30				
		老年看護学方法論Ⅰ (老年者の看護)	2	30			2	30		
		老年看護学方法論Ⅱ (事例展開)	1	30			1	30		

区分	教育内容	授業科目	単位	時間数	1年次		2年次		3年次	
					単位	時間	単位	時間	単位	時間
専門分野	小児看護	小児看護学概論	1	30			1	30		
		小児看護学方法論Ⅰ（治療と看護）	1	30			1	30		
		小児看護学方法論Ⅱ（小児の援助技術）	1	30			1	30		
		小児看護学方法論Ⅲ（事例展開）	1	30			1	30		
	母性看護学	母性看護学概論	1	30			1	30		
		母性看護学方法論Ⅰ（周産期の看護）	1	30			1	30		
		母性看護学方法論Ⅱ（母性援助技術）	1	30			1	30		
		母性看護学方法論Ⅲ（事例展開）	1	30			1	30		
	精神看護学	精神看護学概論	1	30	1	30				
		精神看護学方法論Ⅰ（治療と看護）	2	30			2	30		
		精神看護学方法論Ⅱ（事例展開）	1	30			1	30		
	看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ（医療安全・救急看護・災害看護）	2	60					2	60
		看護の統合と実践Ⅱ（国際看護）	1	30			1	30		
		看護の統合と実践Ⅲ（看護研究）	1	30			1	30		
		看護の統合と実践Ⅳ（看護管理・統合演習）	1	30					1	30
	小計		44	1200	13	375	28	735	3	90
	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45	1	45				
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90			2	90		
		地域看護学実習	2	90					2	90
		成人老年看護学実習Ⅰ	2	90			2	90		
成人老年看護学実習Ⅱ		2	90			2	90			
成人老年看護学実習Ⅲ		2	90					2	90	
小児看護学実習		2	90					2	90	
母性看護学実習		2	90					2	90	
精神看護学実習		2	90					2	90	
アクティブエイジング実習		2	90					2	90	
ヘルスプロモーション実習		2	90					2	90	
統合実習		2	90					2	90	
小計		23	1035	1	45	6	270	16	720	
計			103	3180	37	1050	47	1320	19	810
教科外活動					258		68		84	106
合計			103	3438	37	1118	47	1404	19	916